

学籍番号： CD102006

論 文 題 目

IFRS 改定プロジェクトにみる会計思考の変遷に関する研究

—MoU プロジェクトを中心として—

(要 旨)

大学院商学研究科

博士後期課程 会計・金融専攻

近見 名緒子

1. 研究の課題・本論文の構成

2002 年 9 月のノーウォーク合意に基づき、高品質で単一の国際的な会計基準のコンバージェンスを達成するべく、IASB と FASB の間で進められている IFRS 改定プロジェクトは混迷を深めている。周知のように、IASB・FASB が 2006 年 2 月に取り交わした 2011 年までにコンバージェンスを達成すべき基準に関する覚書（MoU）項目の多くが現在も最終基準化に至っておらず、審議が継続されている。MoU プロジェクトが当初の期限を過ぎた現在も完成をみないのはいかなる理由によるものなのかという疑問が本研究の出発点にある。

コンバージェンスプロジェクトが改定しようとする従来の会計基準は、実務慣行から公正妥当と認められた基準を帰納的に集約したものである。そこでは、フロー（取引）を会計測定的基础におき、投下原価の流れを歴史的な原価で測定する考え方と結びついた収益費用アプローチが中心的な役割を果たしている。

一方、コンバージェンスプロジェクトの背後に存在する会計思考は貸借対照表の資産負債を公正価値によって評価することを重視する、公正価値会計と結びついた資産負債アプローチと捉えられている。

プロジェクト難航の原因は、IASB を中心にトップダウン方式で開発されているストック重視、公正価値重視の画一的な会計基準と稼得利益計算を重視する従来の会計基準の背後に存在する会計思考の相克にあったのではないかという問題意識の下、本研究では以下のアプローチによって IFRS 改定プロジェクトの展開、及び従来の会計基準に与えた影響を明らかにしたいと考える。

Step1: 個別プロジェクトの各公表文書の提案内容を吟味し、それが依拠する会計モデル（第 1 章で提示）を明示する。

Step2: 個別プロジェクト単位のダイナミズムを示す。

Step3: 検討した IFRS 改定プロジェクト全体のダイナミズムを示し、従来の会計基準に与えた影響があったとするならばそれがどのようなものであるのか明らかにする。

（Step1 及び Step2 は第 2 章から第 7 章で、Step3 については第 8 章で取り扱う。）

なお、具体的な分析対象として、進行中の IFRS 改定プロジェクトのうち、2012 年 4 月、FSB（Financial Stability Board）に対する最新報告書¹において両審議会が確認した、完

¹詳細は以下の URL を参照されたい。

IASB/FASB[2012] Joint Update Note from the IASB and FASB on Accounting Convergence, Note from IASB on Governance Enhancements, April, available at: http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Global%20convergence/Convergence-with-US-GAAP/Documents/r_120420d.pdf (accessed on April 1, 2014).

金融商品、リース、収益認識の 3 項目は MoU における長期優先的プロジェクトの中で技術

了していない4つの優先的共同プロジェクト—金融商品（第2章～第4章）、保険契約（第5章）、収益認識（第6章）、及びリース（第7章）—を取り扱うことにする。

2. 分析のフレームワークの提示（第1章）

分析のフレームワークとして、まず従来の会計基準における会計思考を企業価値推定のインプットとして会計利益を利用する「会計利益モデル」とおいた。会計利益モデルではフローを会計測定の基礎におき、投下原価の流れを歴史的な原価で測定する考え方と結びついた収益費用アプローチが中心的役割を果たす。ここでは、企業価値評価のインプットとして（特に営業活動に関連する）将来CFの予想に役立つ反復性のある利益の計算のため稼得実現概念が重視される。会計利益モデルを指向するモデルは会計測定において歴史的な原価のみが用いられるモデル(A)と歴史的な原価以外の測定属性も用いられる混合属性モデル、モデル(B)に分類される。

一方、会計利益モデルに対置されるモデルは、全てのストックを公正価値で評価することによって企業価値そのもの（もしくはその近似値）を提示することを目的とするモデルであり、これを「純資産モデル」と呼ぶ。純資産モデルを指向するモデルは、のれん価値も含めて測定する公正価値（究極的には使用価値）に基づくモデル(D①)、自己創設ののれんは認識対象に含めず、測定に公正価値のみを用いるモデル(D②)、及び公正価値以外の測定属性も用いる混合属性モデル、モデル(C)に分類される（個別の会計処理レベルではなく会計基準（基準案）レベルで、現実に存在するモデルはモデル(B)、(C)、及び(D②)である）。

混合属性モデルであるモデル(B)とモデル(C)は、「資産負債アプローチ」が収益費用アプローチとどのような関係において機能するかという解釈に基づき次のように区分される。モデル(B)において資産負債アプローチは、認識要件としてだけでなく、フローに基づく測定値のリアリティ回復を目的に一部のストックを公正価値で測定することによって、フローを基礎とする会計測定を補完する機能をもつ。しかし、利益計算においては実現主義に基づく収益と発生主義に基づく費用を対応させて利益を計算する収益費用アプローチに基づく会計思考が貫徹されている。よって、モデル(B)において資産負債アプローチの機能は収益費用アプローチを補完する機能として捉えられることになる

一方、モデル(C)は、全てのストックを公正価値で測定することによって純資産額が企業価値（またはその近似値）を提示することを狙う純資産モデルへのパラダイム転換を指向する過程で、純資産モデルが貫徹できない領域に会計利益モデルに基づくフローベースの測定が残され、混合属性会計となっている状態を指すものとする。そこでは、概念フレームワークにおける資産負債の定義に基づいて、ストックの評価には画一的に将来CFの現在価値（即ち公正価値）を用いることが指向される。そして、ストックの公正価値評価の結

的判断が完了していない項目であり、保険契約はMoU項目外の優先的共同プロジェクトに位置づけられている。IASB・FASBは2012年4月の共同文書においてMoU三項目の完成と保険契約に関し引き続き共同で関与することを確認している(par.11)。

果利益が従属的に導かれる公正価値会計と結びついた資産負債アプローチに基づく会計モデルと、フローを測定的基础とする収益費用アプローチに基づく会計モデルが接合せず混在した状態となっている。この場合、資産負債アプローチは収益費用アプローチと二律背反の関係において機能していると捉えられることになる。

以上、本論文で用いる会計モデル（会計利益モデル・純資産モデル）と収益費用アプローチ・資産負債アプローチの関係を示すと次の通りとなる。即ち、会計利益モデルの下、資産負債アプローチは収益費用アプローチと相互補完的な関係において機能するため、会計利益モデルは資産負債アプローチと収益費用アプローチの双方に結びつけて説明することが可能である。一方、純資産モデルは本来資産負債アプローチとしか結びつかない概念であり、純資産モデルの下、資産負債アプローチは収益費用アプローチと二律背反の関係において捉えられることになる。

3. 第2章から第7章までの要約

まず、金融商品及びその類似商品である保険契約に関するプロジェクトにおいて、最初の公表文書の段階ではいずれも現行基準を公正価値モデルに置き換える、モデル(D②)に基づく提案が示されていた。

第2章で分析した金融資産の分類測定に関して、最新の提案では包括的公正価値モデルの適用を原則としつつ、金融投資とはいえない金融商品の一部（負債性金融商品に限定）に対して従来の会計基準（IAS39）と同様、投資の性質に基づく処理が採用され、包括的公正価値モデル（モデル(D②)）から一段階会計利益モデルに近づいた提案内容（モデル(C)）が示された。

このように、金融商品の分類測定基準(案)では、現在も基本思考において純資産モデルが指向され、包括的公正価値モデルを原則としながら、負債性金融商品についてのみ事業モデル（投資の性質）を識別し、それに適合する測定基準や利益計算の方法が選択されており、会計利益モデルを背景とする処理が残されている。

負債性金融商品に限って会計利益モデルに依拠する処理を残すのは、満期保有による契約上のCFの回収が公正価値変動以上の成果を生み出すと期待され、公正価値会計によって投資の成果を捉えることができないためである。つまり、公正価値会計では適切な業績把握が行えない負債性金融商品については、会計利益モデルに依拠する処理を残さざるを得なかったといえる。

以上、金融資産の分類測定基準では、純資産モデルへのパラダイム転換を指向しながら、市場の平均的期待（時価）が企業にとっての価値と一致しない事業モデルの下で管理され、純資産モデルの貫徹できない金融資産については一部従来の会計利益モデルに依拠する処理が残され、モデル(C)に留まった状態ということが出来る。

ヘッジ会計プロジェクトについては第2章で分析を行った。当初、金融商品の分類測定基準案において包括的公正価値モデルが検討されていたことから、ヘッジ会計の特別な会

計処理は不要としてヘッジの全廃も模索されていた。しかし、公正価値によって評価されない非金融資産の公正価値ヘッジや未認識の予定取引に係る CF ヘッジなど、ヘッジ会計の特別な会計処理なしではヘッジ活動の成果を反映できないケースも存在する。このため、ヘッジ会計の当初案では、包括的公正価値モデルを指向する分類測定基準に従い、ヘッジの全廃も検討しながら、特定のヘッジ活動についてはヘッジの仕組みを許容する案が示されていた。

その後の提案では、IFRS9 の分類測定基準が混合属性モデルを維持した点にも影響を受け、ヘッジの全廃案は撤回され、2012 年ドラフト基準では IAS39 における公正価値ヘッジと CF ヘッジの会計処理方法がほぼ維持されることになった。この点に関して言えば、当初案に比べて会計利益モデルに依拠する従来の基準に近づいたといえることができる。

しかし、IFRS9 のノンリサイクリング処理と整合させるため、FVOCI オプションが指定される持分金融商品をヘッジ対象とする場合に、OCI で相殺したヘッジ対象とヘッジ手段の損益のうち非有効とみなされた部分を純損益に振替えず OCI に残留させる変則的な処理が採用される。ヘッジの全廃を示した当初案に比べて会計利益モデルに近づいているとはいえ、この提案にはヘッジ活動の効果を損益計算に反映させようとする利益計算の観点からの考慮が働いているとはいえない。このように、分類測定基準の影響を受け、ヘッジ会計基準もモデル(C)に位置づけることができる。

一方、第 3 章で分析した金融負債の測定基準に関しては、当初デリバティブ負債以外の金融負債についても公正価値会計を適用することが検討された。しかし、負債のパラドックス問題から、公正価値オプションを指定する場合を除き原則的には従来の会計基準 (IAS39) と同様の測定 (償却原価) が行われ、最終基準は現行基準と変わらず会計利益モデルを背景とするモデル(B)に位置づけることができた。

市場で価格が決定されるトレーディングポジションのデリバティブ負債が公正価値で測定されることに問題はないが、事業に拘束される資金調達ポジションの金融負債は、償還期限まで保有し最終的に契約で定められた金額を決済することが予定されており、各期の時価変動差額を損益認識することに意味は見出せない。また、第三者への移転を仮定して信用リスク低下に伴う評価益を認識したとしても、事業に拘束される以上、再度借入を行わなくてはならない。信用リスク低下によって認識された負債の評価益は、その後の資金調達コストの増加によって打ち消されてしまう利益であり、それは利益の先取りにしかない。

このように、負債を発行し、決済するのは報告企業自体であり、最終的に契約上の金額を支払う意思があるのであれば、その意思を反映させるフローベースの測定が適切といえる。市場の評価によって、そのような負債を測定することに意味はないという点が最終的な基準から確認される結果となった。

第 4 章では減損会計を分析対象とした。分類測定基準において償却原価区分が維持された点、また金融危機への対応として早期に信用損失を認識できる減損モデルの開発が必要

とされた点を背景として、減損会計基準の改定が審議されることになった。そこでは、現行の発生損失モデルに代わって予想損失モデルを基礎とした新たな減損モデルの開発が議論されている。

減損プロジェクトでは、著しい信用毀損がない金融資産については契約上の CF の回収が見込まれるため、融資契約締結当初の期待を反映させた業績評価を可能とする減損モデルが望ましいとする考え方が一貫して示されている。そこでは、当初見積もった金融資産の存続期間にわたる予想信用損失を各期に配分し契約上の利息収益と対応させようとする、原価配分と費用収益対応に基づく処理が提案されていた。そして、信用リスクの悪化により当初の信用損失の見積りを超えた損失の発生が予想され、減損損失が認識された後も、投資の継続性を表すために当初の実効金利が継続して適用され、利息収益が計算されていた。以上は全て配分と対応を基礎とする会計利益モデルに立脚する処理といえ、減損プロジェクトの提案内容は一貫してモデル(B)に位置づけることができる。

第 5 章で分析した保険契約プロジェクトでは、保険契約を金融商品と同一視する考え方にに基づき、保険負債の測定に公正価値モデルを適用することが当初提案されていた。しかし、保険会社は営業活動に関連して保険負債を保有しており、これを第三者へ移転することを予定していない。このため、移転を仮定した現在出口価値は保険負債にとっての適切な測定属性とはいえないという意見が多く示され、公正価値モデルの適用は断念されることになった。しかし、その後もストックをカレントな価値によって評価しようとする考え方は維持され、履行 CF の現在価値という代替的測定属性が提案されている。

一方で、ストックの継続的評価に伴う変動額の取扱いについては公表文書を経る毎に会計利益モデルに依拠する処理の範囲が拡大し、最新提案はモデル(B)に位置づけることができた。

保険会計の最新提案では、保険契約と他の金融商品の類似性を捉えて貸借対照表上、提供するサービスを将来 CF の現在価値に基づいて測定すること、及び損益計算書上は第三者への移転ではなく契約期間にわたってサービスを提供することで収益を獲得する、保険契約のサービス財としての側面を表現しようとする二つの考え方を同時成立させる意図が存在するといえる。つまり、ここでは稼得利益計算を重視する会計利益モデルの枠組みにおいてストック重視の会計思考がこれと矛盾することなく機能している状態を捉えることができる。

収益認識及びリース会計プロジェクトは事業活動に関連する会計基準を取り扱ったプロジェクトである。これらのプロジェクトについては、最初のデュープロセス文書公表の段階で既に会計利益モデルを背景とする提案内容が示されていた。

第 6 章で分析した収益認識プロジェクトにおいては、当初、金融商品に適用される公正価値会計を付加価値創造活動にも当てはめた収益認識モデルを開発することが試みられた。しかし、公正価値モデルは測定値の信頼性の問題に加え、未履行の段階で初日の損益を認識する問題から、企業の利益獲得活動の結果生じる収益の認識に馴染まず直観に反すると

して最初の公表文書において棄却され、最終提案に至るまで顧客対価モデルが採用されている。

顧客対価モデルでは、公正価値モデルと同様の計算構造が維持されているものの、実際は稼得過程に着目した収益認識が行われているといえ、当初検討された公正価値モデルから会計利益モデルを背景とする収益認識モデルに回帰しているとみることができる。

収益を「契約」というストックの枠組みで捉えなおし、契約の正味のポジションを算定する過程で将来の売上高と結びつく未履行の履行義務残高を提示する点では、ストック重視の側面が強化されたといえるかもしれない。しかし、新モデルでは、収益認識に「履行義務の充足」という従来の稼得実現概念とさほど変わらない概念を用い、企業の活動を観察することによって収益の認識が行われている。この点から顧客対価モデルに基づく収益認識は会計利益モデルを背景とするモデル(B)に位置づけることができる。

以上、収益認識プロジェクトの展開から、ストックの評価とその変動から収益を認識しようとする公正価値モデルでは企業の価値創造プロセスを描写することはできず、価値創造プロセスを経て生み出される収益の認識には依然として稼得実現過程に着目するアプローチが必要とされる点を確認された。

第7章ではリース会計に関する分析を行った。リースプロジェクトにおける主要課題は、特に借手側において、実質的には資産の購入と捉えられる取引に対して、契約上の操作を行うことにより、資産のオフバランスを図ることを防止する点にあったといえる。つまり、そこではストックの認識が主要なテーマとして扱われており、測定をテーマとした他のプロジェクトと異なる問題が関心事とされていた。

リースプロジェクトでは、使用権モデルの下、リース取引をリース物件の取引ではなく使用権の取引と捉えなおし、借手側において常にリース契約に係る権利義務が認識されるように会計処理の論理が再構築された。そこでは定義によって資産負債アプローチが認識要件として機能し、ストックの認識を厳格に行おうとする点でストック重視の考え方が反映されている。しかし、借手側の使用権資産やリース負債の当初及び事後測定では、会計利益モデルを背景として取得原価主義に基づく測定が採用されている。

一方、損益計算面では、当初、オフバランス処理が可能となるリース分類を排除する目的で借手側には画一的に売買処理を適用する提案が示されていた。しかし、最新提案では、原資産の消費の程度に基づき二つの損益認識パターンが識別されることになり、リース取引の損益認識パターンをオペレーティングリースとファイナンスリースに区別する現行基準に類似するアプローチが採用される結果となった。

以上、リースプロジェクトの最新提案では、使用権モデルの下、認識面でストック重視の観点を強化しながら、会計利益モデルを背景として原価ベースの測定やリース取引の経済的実質に基づく損益計算が選択されている。つまり、使用権モデルに基づく新提案は会計利益モデルを背景とする現行基準をストックの認識面において補強したものであり、モデル(B)に位置づけることができる。

4. 研究の総括—IFRS 改定プロジェクトのダイナミズム—（第8章）

IFRS 改定プロジェクトでは当初、余剰資金の運用のポジションだけではなく、企業の付加価値創造活動に関連する項目についても公正価値モデル（モデル(D②)）を適用する提案が示されていた。しかし、現在までのところ、純資産モデルに依拠するとみられる基準は金融資産の分類測定基準と、金融資産の測定ルールの影響を受けたヘッジ会計基準のみに留まっており、他の基準（案）に関しては一様に会計利益モデルを背景とする処理が採用されている。

また、純粋な公正価値会計を導入しようとした金融商品会計基準においても、市場の平均的期待が企業にとっての価値に一致しない事業モデルの下で管理される金融商品については、公正価値会計の適用を断念せざるを得ず、従来と同様、原価ベースの測定が採用され、会計利益モデルの方向に振り戻されている。

IFRS 改定プロジェクトの展開をみると、ストック指向の考え方が強まっているということとはできる。典型的にはリース会計に示されるように、使用权モデルに基づく論理の再構築によってストックの認識を厳密に行おうとする提案や、保険会計のように将来 CF の見積りの変更額を将来期間にわたって配分させるフローの視点を取り入れつつ、ストックの評価額の見積りを定期的に改定し、再評価によって適時性のあるストック情報を提供する提案などがこれを表している。

しかし、収益認識プロジェクトの展開にも示されたとおり、伝統的会計思考が基礎とする稼得実現概念は今もなお、企業の価値創造活動に関連する業績評価において中核となる概念であることが結論づけられた。

以上をまとめると、公正価値会計によって営業活動ないし事業投資に関連する業績を捉えることはできず、ストックの公正価値評価を一義的目的におく、純資産モデルを背景とする基準に一元化することは不可能であったといえることができる。そして、会計利益モデルにおける実現、対応、配分、及び原価主義といった基礎概念は企業会計において依然として重要な役割を果たしていることが改めて確認された。

会計利益モデルは現在も企業会計の中核に位置づけられるが、定義を満たす場合は資産負債をオンバランスさせ、資産負債の評価の側面で適時性のある情報を提供しようとする、ストック重視の会計思考が強化された点は認めることができる。分析対象とした IFRS 改定プロジェクト全体を通じて、このような結論を導いた点が本研究における主要な貢献として位置づけることができる。

企業活動が多様化し、経営の効率化のため事業の一部を売却して撤退することを判断する局面など、事業投資にも出口価値に基づく評価の視点が必要となるケースも多くなったといえるかもしれない。しかし、公正価値モデルでは捉えられない投資の成果の把握には、現在でも稼得プロセスに着目する利益計算の観点が必要とされるため、会計利益モデルから離れることはできないという点が IFRS 改定プロジェクトの分析によって明らかにされた。IASB の当初意図していた純資産モデルに立脚する会計基準に修正を加えていく過程で、

現在の IFRS は個別基準単位で会計利益モデル系列の混合会計もしくは純資産モデル系列の混合会計となった状態といふことができる。